

登米市ネーミングライツ事業の導入に関する サウンディング型市場調査結果について

公共施設等へのネーミングライツの導入を検討するにあたり、サウンディング型市場調査を実施しましたので、その結果概要を公表します。

1 実施経過

- (1) 実施要領の公表 令和5年2月3日(金)
- (2) ヒアリングシート提出期間 令和5年2月3日(金)～令和5年2月17日(金)
- (3) サウンディングの実施 令和5年2月20日(月)～令和5年2月24日(金)

2 調査内容

- (1) 関心がある施設について
- (2) 施設の市場性
- (3) 命名権料の妥当な金額
- (4) 事業実施にあたり配慮を要する事項
- (5) その他、本市のネーミングライツ事業全般に関するもの

3 実施結果(意見概要)

本調査には、令和4年12月に市内事業者を対象にした聴き取りも含め、7事業者から御意見をいただいた。

- (1) 関心がある施設について
 - ・ 体育施設については、迫体育館、登米総合体育館、中田総合体育館、吉田体育館、津山若者総合体育館、南方中央運動広場及び登米市民プールが挙げられた。
 - ・ 芸術・文化財等施設については、迫図書館が挙げられた。
 - ・ 公園については、長沼フットピア公園が挙げられた。
- (2) 施設の市場性
 - ・ 以下の条件に合致する施設は、広告効果が期待できる。
 - ① 利用者が多いこと。
 - ② イベント、大会等の開催が多いこと。
 - ③ 市内中心部に位置すること。
- (3) 命名権料の妥当な金額
 - ・ 妥当な金額は、施設によってそれぞれ異なるが、全体的に年額10万～50万円程度が好ましいのではないかと。

(4) 事業実施にあたり配慮を要する事項

- ・契約年数は、3年程度が好ましい。また、解約の意志がなければ契約を自動更新とすることで、愛称の定着が望めるのではないか。
- ・募集する際の条件として、事業者が対応する部分はソフト面なのか、ハード面なのか明確にしてほしい。また、愛称を命名する範囲も線引きしてほしい。

(5) その他、本市のネーミングライツ事業全般に関するもの

- ・ネーミングライツを通して自社の利益を追求するというよりは、地元貢献のために協力したい。
- ・ネーミングライツを足掛かりに、自治体と自社の事業上の関係をさらに発展させることができるのであれば、協力するメリットはある。
- ・愛称の選考にあたり、施設の用途・運営形態と業種的に関係がある事業者の選定を考慮していただきたい。
- ・命名権の付与以外の特典は不要。
- ・指定管理施設について、指定管理者との調整が済んでいれば特段の条件設定は不要。
- ・ネーミングライツに協力する場合、愛称のどこに意味を見出すか、愛称を付けた後のネーミングライツを絡めた事業連携をどのようにしていくか考える必要がある。

4 今後の予定

本調査の結果を踏まえ、ネーミングライツ事業の募集を進める予定です。

【問合せ先】

登米市 総務部 総務課 財産係

電 話 0220(22)2091

F A X 0220(22)3328

e-mail somu-somu@city.tome.miyagi.jp